【文例１】

**雇用調整助成金等を正しく受給しましたか？**

～労働局では、積極的な調査を進めています～

コロナ禍において休業を余儀なくされた多くの会社（事業主）で、雇用調整助成金や緊急安定雇用助成金を申請・受給されました。その申請は適正に行われたものだったかどうか、労働局では現在、積極的な調査を行い、不正な受給を阻止・回収するための取り組みを行っています。その調査の結果、不正・不適正な申請により受給した事例がこれまでに多く判明しています。

会社の代表者の皆さま、下記に当てはまるものはありませんか？

●自分は**実態を把握していない**が、**休業を指示しただけ**で問題は無い

●実務を把握している**社員に任せているから大丈夫**

●申請は、助成金をよく知る**代理人に任せているから問題ない**

仮に不正受給に該当する場合、受給した金額＋違約金＋延滞金を返還していただきます。代表者が意図的かどうかにかかわらず不正に受給した事業所（事業主）は原則として公表されます。

しかし、自主申告により公表を避けられるケースがあります。

受給した助成金について、少しでも思い当たるところや不安があれば、自主的な申告をお願いします。

**◆自主申告や不正・不適正受給についてのお問い合わせ**

**茨城労働局　助成金事務センター　 電話：029-303-5861**

**〒310-0801　茨城県水戸市桜川2-5-7　MシティビルⅢ　1F**

**Mail：ibaraki-joseikin@mhlw.go.jp**

【文例２】  
**雇用調整助成金等を正しく受給しましたか？**

　労働局では、現在積極的な調査を進めています。調査の結果、仮に不正受給に該当した場合、会社（事業主）に対して受給した金額＋違約金＋延滞金の返還を求めます。また、労働局ホームページに｢会社名と代表者名｣などが公表されます。ただし、自主申告をすると公表を避けられることがあります。受給した助成金に関して、不安なことや不明瞭なことがあれば、自主的な申告をお願いします。

**◆自主申告や不正・不適正受給についてのお問い合わせ**

**茨城労働局　助成金事務センター　 電話：029-303-5861**

**〒310-0801　茨城県水戸市桜川2-5-7　MシティビルⅢ　1F**

**Mail：ibaraki-joseikin@mhlw.go.jp**